

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) たな卸資産 先入先出法による原価法 (3) デリバティブ取引 時価法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 其他有価証券 同左 (2) たな卸資産 同左 (3) デリバティブ取引 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) たな卸資産 同左 (3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、営業権については、商法施行規則の規定する最長期間(5年)にわたる均等償却によっております。 また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
<p>3 繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>3 _____</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。 一般債権 貸倒実績率により計上しております。 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。 一般債権 同左 貸倒懸念債権及び破産更生債権 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。 一般債権 同左 貸倒懸念債権及び破産更生債権 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>6 ヘッジ会計の方法 (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 また、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(為替予約取引及び金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュフローが固定されその変動が回避されるもの。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにヘッジ指定文書を用いて行っております。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 有効性の評価方法は半年に一度行っております。また、有効性の評価方法はヘッジ期間を通じて一貫して適用しております。 ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法 (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法 (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの取引の内容については定期的に取り締役に報告しております。	(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの 同左	(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの 同左
7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜き方式によっております。	7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左	7 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日企業会計基準適用指針第 6号)を当中間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	